

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地等の権利移動の許可	農 NO. 1
---------	-------------	---------

根拠法令及び条項		農地法第3条第1項
審査基準	関係条項	農地法第3条第2項及び第3項 農地法施行令第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 次のいずれかに該当する場合は許可にならない(許可の基準) (1) 権利を取得しようとする者又は、その世帯員等の事業に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて取得後において農地等のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合 (2) 農地所有適格法人以外の法人が農地等の権利を取得する場合 (2)-2 認定経営発展法人から権利を取得しようとする場合 (3) 信託の引き受けにより農地等の権利が取得される場合 (4) 権利を取得しようとする者(農地所有適格法人を除く。)又はその世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合 (5) 農地等につき所有者以外の権限に基づき耕作等を行う者が他人に転貸・質入れする場合 (6) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 (裏面1へ)
	参考事項	農地法の施行について(昭和27年12月20日27農地5129)外
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成20年10月 1日変更(平成22年10月 1日変更(平成21年12月15日農地法改正による)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 7年4月 1日変更(申請締め切り日変更) 平成 年 月 日変更(

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地等の権利移動の許可	農 NO. 1
---------	-------------	---------

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	2 不許可の例外は、次のとおりである。 (1) その権利を取得する者が法人であって、耕作又は養蓄の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること。 (2) 地方公共団体が公用又は公共用に供すると認められること。 (3) 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人(営利を目的としない法人)が、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。 (4) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が、その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。 (5) 東日本高速道路株式会社が、その事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められること。 (6) 所有権以外の権限に基づき耕作されている農地等について、当該事業を行う者及びその世帯員等以外の者が所有権を取得する場合は、以下に該当すること。 許可申請の際にその者又はその世帯員等が農地等のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。 その土地について所有権以外の権限の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等が自ら耕作等に供することが可能となり、これらの者が農地等を効率的に利用し耕作等の事業を行うと認められること。 (7) 一般法人等については、次の要件をすべて満たす場合に、農地等の使用貸借権又は賃借権を取得できる。 適正に利用しないと認められる場合は契約を解除する旨の条件を書面に付した契約であること。 地域での他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれる。 権利を取得する者が法人である場合にあっては、法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち1人以上の者が法人の行う耕作等の事業に常時従事すると認められること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地等の権利移動の許可	農 NO. 1
---------	-------------	---------

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地の転用の許可	農 NO. 2
---------	----------	---------

根拠法令及び条項		農地法第4条第1項	
審査基準	関係条項	農地法第4条第6項 農地法施行令第10条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 許可の基準(農地法第4条第6項) 次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第2項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第1号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 (1) 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合 イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地 ロ イに掲げる農地以外の農地で、集团的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。) (裏面1へ)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 35日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()	

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地の転用の許可	農 NO. 2
---------	----------	---------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの (2) 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロに掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。 (3) 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合 (4) 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 (5) 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合 (6) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。 2 不許可の例外 (農地法施行令第4条第1項) 法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項 ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。 (1) 法第4条第6項第1号 イに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が次のすべてに該当すること。 (裏面2へ)
------	---------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地の転用の許可	農 NO. 2
---------	----------	---------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	イ 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。 ロ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画(以下単に「農業振興地域整備計画」という。)の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 (2) 法第4条第6項第1号 ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。 イ 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。 ロ 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。 八 申請に係る農地を調査研究、土石の採取その他の特別の立地条件を必要とする農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。 二 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの(当該農地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。)であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。 ホ 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。 へ 次のいずれかに該当するものであること。 (1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第102号)第5条第1項に規定する実施計画に基づき同条第2項第1号に規定する産業導入地区内において同条第3項第1号に規定する施設を整備するために行われるもの (2) 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第7条第1項に規定する同意基本構想に基づき同法第4条第2項第3号に規定する重点整備地区内において同法第2条第1項に規定する特定施設を整備するために行われるもの
------	---------------------	---

(裏面3へ)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地の転用の許可	農 NO. 2
---------	----------	---------

(裏面 3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(3) 多極分散型国土形成促進法 (昭和 6 3 年法律第 8 3 号) 第 1 1 条第 1 項に規定する同意基本構想に基づき同法第 7 条第 2 項第 2 号に規定する重点整備地区内において同項第 3 号に規定する中核的施設を整備するために行われるもの (4) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成 4 年法律第 7 6 号) 第 8 条第 1 項に規定する同意基本計画に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第 6 条第 5 項に規定する教養文化施設等を整備するため又は同条第 4 項に規定する拠点地区内において同法第 2 条第 3 項に規定する産業業務施設を整備するために行われるもの (5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成 1 9 年法律第 4 0 号) 第 1 4 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第 1 1 条第 2 項第 1 号に規定する土地利用調整区域内において同法第 1 3 条第 3 項第 1 号に規定する施設を整備するために行われるもの (6) その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 (土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。) に従って行われるものであつて農林水産省令で定める要件に該当するもの (農地法施行令第 1 0 条第 2 項) 法第 4 条第 6 項第 2 号 に掲げる場合の同項 ただし書の政令で定める相当の事由は、農地を農地以外のものにする行為が前項第 2 号イ、ロ、ホ又はへのいずれかに該当することとする。
------	-----------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	農 NO.4
---------	-------------------------	--------

根拠法令及び条項		農地法第 5 条第 1 項	
審 査 基 準	関係条項	農地法第 5 条第 2 項 農地法施行令第 1 1 条	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 許可の基準 (農地法第 5 条第 2 項) 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる場合において、土地収用法第 2 6 条第 1 項 の規定による告示に係る事業の用に供するため第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第 1 号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 (1) 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得しようとする場合 イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地 ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの (市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの (裏面 1 へ)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 3 5 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()	

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	農 NO.4
---------	-------------------------	--------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの (2) 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロに掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地(同号ロに掲げる採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。 (3) 第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合 (4) 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 (5) 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合 (6) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合 (裏面2へ)
------	---------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	農 NO.4
---------	-------------------------	--------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(7) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実に認められないとき。 (8) 農地を採草放牧地にするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。 (9) 認定経営発展法人から第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(当該認定経営発展法人がその農業経営発展計画に記載する農業経営基盤強化促進法第16条の2第2項第5号イ及びロに掲げる事項としてこれらの権利の設定又は移転について同条第1項又は同法第16条の3第1項の認定を受けている場合を除く。) 2 不許可の例外 (農地法施行令第18条第1項) 法第5条第2項第1号に掲げる場合の同項 ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。 (1) 法第5条第2項第1号イに掲げる農地又は採草放牧地 法第3条第1項本文に掲げる権利の取得が次のすべてに該当すること。 イ 申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。 ロ 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 (裏面3へ)
------	-------------------------	---

(裏面3)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	農 NO.4
---------	-------------------------	--------

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(2) 法第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地又は採草放牧地 法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の取得が第 1 0 条第 1 項第 2 号へ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。 イ 申請に係る農地又は採草放牧地を第 1 0 条第 1 項第 2 号イに掲げる施設の用に供するために行われるものであること。 ロ 申請に係る農地又は採草放牧地を第 1 0 条第 1 項第 2 号ロの農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。 ハ 申請に係る農地又は採草放牧地を第 1 0 条第 1 項第 2 号ハの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。 ニ 申請に係る農地又は採草放牧地をこれらに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの(当該農地又は採草放牧地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。)であつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。 ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を第 1 0 条第 1 項第 2 号ホの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。 (農地法施行令第 1 8 条第 2 項) 法第 5 条第 2 項第 2 号 に掲げる場合の同項 ただし書の政令で定める相当の事由は、法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の取得が第 1 0 条第 1 項第 2 号へ又は前項第 2 号イ、ロ若しくはホのいずれかに該当することとする。
------	-----------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	農 NO.6
---------	----------------------	--------

根拠法令及び条項		農地法第 1 8 条第 1 項			
審査基準	関係条項	農地法第 1 8 条第 2 項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 許可の基準 (農地法第 1 8 条第 2 項) 前項の許可は、次に掲げる場合でなければしてはならない。 (1) 賃借人が信義に反した行為をした場合 (2) その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする ことを相当とする場合 (3) 賃借人の生計 (法人にあつては、経営)、賃貸人の経営能力等を 考慮し、賃貸人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に 供することを相当とする場合 (4) その農地について賃借人が第 3 6 条第 1 項の規定による勧告を受 けた場合 (5) 賃借人である農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた 場合並びに賃借人である農地所有適格法人の構成員となつている賃 貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員等 がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地 及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を 行うことができると認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常 時従事すると認められる場合 (5) その他正当の事由がある場合			
	参考事項				
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()			
標準処 理期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 5 日 (休日は含まない。)			
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()			

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。